

## 質問と回答（令和5年11月21日時点）②

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回答
4	その他	旧前林小学校において、どのような場合に敷地後退（セットバック）が必要となりますか。	建築行為（新築、増築、大規模の修繕等）を行う場合は、敷地後退（セットバック）が必要となります。 なお、単に建築基準法上の「用途」が変更となる場合だけでは、敷地後退（セットバック）は不要です。 詳細につきましては、担当課（建築住宅課）へお問い合わせください。